



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：秋山 正臣
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 年額1,500円
 (送料込、会員は会費に含む)





長時間労働解消のため、時間外手当の支払いと教職員の大増員を

～全教「教職員勤務実態調査2022」を実施～

全教は、2022年10月24日～30日の1週間、「教職員勤務実態調査2022」を実施しました。10年に一度の調査で、今回が4回目です。全国の教職員の校種別、年代別の割合に準じて2524通の調査票を集計(回収率74.3%)し、第一次集計を発表しました。以下、調査で明らかになったことを報告します。

時間外勤務の平均90時間超

第一は、時間外勤務の「平均」が厚労省の過労死ラインをはるかに超えるなど、教職員の過酷な勤務実態が明らかになったことです。

校内での時間外勤務の平均は月76時間47分で、前回より2時間長くなりました。文部科学省や教育委員会は「働き方改革の影響で時間外勤務は短くなっている」と言いますが、そうではありません。

また、学校では終わらず家に持ち帰り、夜や早朝、土日に行う「持ち帰り仕事」の平均は月15時間47分でした。文科省は予め認められたテレワーク以外、「勤務」としてカウントしませんが、これだけの持ち帰り仕事があれば学校が回っていかないということであり、勤務として認めるべきです。

上の2つを合わせた時間外勤務の平均は月92時間34分でした。分布をみると、文科省の「上限指針」である月45時間未満は2割にも満たず、半分以上が月80時間の過労死ラインを超え、100時間

時間外勤務の分布 (すべての職種の教職員)

時間外勤務/月	割合
45時間未満	17.8%
45時間以上80時間未満	29.3%
80時間以上100時間未満	16.9%
100時間以上	36.1%
合計	100.0%



勤務実態調査の結果を記者発表

以上が3分の1もあります。

そして、取得できた平日の休憩時間の平均は11.4分。小学校にいたっては、たったの4.8分です。「全く取れていない」が57.7%。これも凄まじい実態です。

減らしたい業務—報告書の作成

第二は、なぜこれほど長時間の勤務になってしまうのか、ということについてです。

さまざまな日常業務の中で「それにかかる時間を減らしたいもの」を聞くと、1番が「教育委員会などに提出する資料や統計、報告書の作成」、2番目が「職務や校務分掌にかかわる業務」でした。反対に「もっと時間をかけてとりくみたいもの」の1番は「授業・学習指導とその準備」、2番が「学習指導以外の子どもの指導」でした。要するに、授業の(2面につづく)

〈今月号の記事〉

理事会報告／第14次労働災害防止計画答申 … 2面
 大阪府 働くものの健康と統一地方選挙…………… 3面
 各地・団体 北海道／神奈川／建交労／
 化学物質研究会…………… 4～5面
 広島フィールドワークレポート…………… 6面
 手話通訳者の健康問題／私の一冊…………… 7面
 本の紹介…………… 8面

準備や子どもたちと向き合う時間をもっと取りたいが、文書作成などの実務に時間が取られ、そこまでたどり着けないということです。

それでは授業の準備にどれくらいの時間をかけることができているか？ 小学校で見ると、約7割が所定の勤務時間のうち「1時間未満」と回答しています。それでは「1コマの授業にどれくらいの準備が必要か」と聞くと、合わせて8割強が30分～90分未満。仮に1日に5コマの授業を受け持つとすれば、少なくとも2時間半、多い人は7時間半の準備が必要だということです。とても所定の勤務時間に収まるものではありません。

二大要求の実現を

1958年に教職員定数を算定するための義務標準法が定められた時、当時の文部省は「勤務時間の半分を授業にあて、残りの半分をその準備や他の校務にあてる」ことを標準ととしてしていました。

しかしその後、学習指導要領の改訂で授業の総時間数がいくら増えても、学校週5日制によって勤務時間が短くなっても、それに見合った教職員の増員は行われてきませんでした。1958年当時の「標準」



公開シンポジウム

をいかにするのであれば、1人が受け持つ授業は、多くても1日4コマとなるような教職員配置にしなければ、長時間労働の解消はできないと思います。

したがって第三に、「長時間労働を解消するために何が必要か」、圧倒的に多かったのが「教職員の数を増やす」ことでした。

全教はこの結果をもとに、給特法を改正し、実際に生じた時間外勤務の対価を支払うしくみの構築を求めます。1月22日には公開シンポジウムを開催し、高橋哲埼玉大准教授の講演をもとに議論を深めました。二大要求（「給特法の改正」「教職員の大増員」）実現を求める大運動を全力で広げています。

（全教 梶谷陽子）

いの健全国センター 第1回理事会報告

「精神障害労災認定基準改定要求」署名は3月末まで

いの健全国センターは総会后第1回の理事会を2月1日に行いました。WEB参加16人、会場参加7人でした。

12月7日に行った第25回総会の出席状況、総会運営を含めて振り返り、会計補正について経過と今後の改善点について確認しました。

総会方針に基づく、今期の理事の任務分担について確認しました。昨年度の委員会・研究会に加えて、感情労働センターの準備会を立ち上げていくこととします。

また、理事会について、ミニ学習会を行うこと、報告事項などについては工夫し、効率的な運営に努めることとしました。その上で、総会方針作成の理事会等は十分な討議ができるように検討していくこととしました。

精神障害の労災認定基準改善要求の署名は2023年3月まで取り組み提出していきます。

第26回総会は、12月6日(水)と確認しました。時間・開催方法については今後検討していきます。

第14次労働災害防止計画 答申(労政審)

「第14次労働災害防止計画」について、2月13日、労働政策審議会が答申し公表されました。労働災害防止計画は、労働災害防止のために、国、事業者、労働者などが重点的に取り組む事項を定めるもので、「14次計画」は2023年度から5年間を対象としています。計画の重点事項について「取り組みの進捗状況を確認する指標」と「達成目標」をあげています。一部を下記に紹介します。

第14次労働災害防止計画（概要）2023年4月1日～2028年3月31日	
【計画の目標】重点事項における取組の進捗状況を確認する指標（アウトプット指標）	
主なアウトプット指標	主なアウトカム指標
労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
・店頭災害対策（ハード・ソフトの両面からの対策）に取り組む事業場の割合を50%以上とする等。	・転倒の年齢別死傷千人率を男女ともその増加に歯止めをかける。
高齢労働者の労働災害防止対策の推進	
・「エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする。	・60歳以上の死傷千人率2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
労働者の健康確保対策の推進	
・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする等。	・仕事等に関する強い不安、ストレス等がある労働者の割合を50%未満とする。

死亡災害：5%以上減少 死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

府民・働くものの健康と統一地方選挙

IR／カジノと保健・福祉・生活―

大阪労連 事務局長 嘉満智子

維新府政となって14年、この間の府民生活を振り返れば、「身を切る改革」「二重行政の無駄」を理由とした廃止・統合など、住民サービスが切り捨てられ続けてきました。

大阪のコロナ禍は「人災」

大阪のコロナによる死者数は、8000人を超え、全国と比べても異常な状況が続いています。維新府政による医療・公衆衛生切り捨てなど体制を脆弱化させ、いのちを軽視する政治が続いてきたことが大きな要因です。

大阪府・市の3年間のコロナ対策は、大阪ワクチンの開発、雨合羽・イソジン騒動、ほとんど利用されなかった「大規模コロナ病床の緊急設置」の失敗にも見られるように科学的見地や現場の声を聞かず、話題性や注目度だけを意識して数々の失敗を招く結果となりました。

高齢者施設ではクラスターが増え、受け入れの病院が決まらず、入院出来ないまま、助かるいのちが助からない事態が急増しました。

大阪府における感染拡大は、PCR検査などの「コロナ封じ込め」戦略を欠き、コロナ禍においても医療や公衆衛生などを切り捨ててきた維新の会と吉村府政の「人災」です。

「定員割れ」を理由に

教育では、府立高校の統廃合が進められています。この背景には、「3年連続定員に満たなければ再編整備」と規定する府立学校条例があり、条例により16校が廃校となります。大阪の府立高校入試では、毎年、定員割れをはるかに上回る数の受験生が不合格となっています。一方で大量の不合格者を出しな



キューズモール前で宣伝

が「定員割れ」を理由に学校をつぶすなど子ども達の「学ぶ権利」が侵されています。維新政治による教育壊しを許さず、一人ひとりに行き届いた教育を保障する政治への転換が求められています。

壊されてきた公共を取り戻そう

維新府政による経済政策の失敗が、民間労働者の賃金と雇用に大きな影響を与えています。全国の都道府県のなかでも、賃金が上がらず、いまの物価高騰が



カジノを含む統合型リゾート（IR）候補地「夢洲」

追い打ちをかけ、府民から悲鳴に近い声があがっています。しかし、吉村府政の「対策」は、コロナ対策と同様に貧弱な国の「対策」をなぞるだけで、独自で府財政を投入するなど、府民を守るための手立てを打とうとしていません。

維新の会は、「カジノは成長戦略の起爆剤」と主張していますが、カジノで大阪経済を回復させることはできません。莫大な税金がつぎ込まれ、大阪経済も暮らしもこわすカジノ誘致は大阪の未来のためにも絶対にストップさせなければならない課題です。「誰のための政治なのか」が問われています。民意無視の強権政治では、さらに府民のいのちと暮らしを脅かすことになります。

維新政治によって壊されてきた公共をとり戻し、いのちと暮らしを守る施策最優先の政治実現に向け、4月の大阪府知事選挙では、たつみコータローさんの勝利で「政治を変えて暮らしを変える」たたかいを大阪労連組織の総力を上げてとりくんでいきます。

<2023年統一地方選挙・前半>

3月31日告示 4月9日投票

◆道府知事選挙

北海道、神奈川、福井、奈良、大阪、鳥取、島根、徳島、大分

◆道府県議会議員選挙

岩手、宮城、福島、茨城、東京、沖縄以外の41道府県

各地・各団体のとりくみ

北海道

「異常ない」「気のせい」は絶対に禁句 第5回オンラインセミナー

1月26日、いの健道センター第5回オンライン講座を開催しました。37人が参加しました。

今回のテーマは「コロナ後遺症を考える～その症状と対応について～」を、日頃コロナ後遺症と診療現場で向き合っている、勤医協札幌病院の尾形和泰院長に講演して頂きました(写真)。

尾形医師は「WHOは『感染から3か月以上経過して少なくとも2カ月続く』場合に後遺症と定義していますが、実際にはもっと短い期間でも後遺症はあります」と説明します。

症状は様々で、代表的なのは呼吸困難・息切れ、全身の倦怠感、持久力の低下、ブレイン・フォグ(集中力低下、認知障害)等ですが、患者が訴えた症状は200を超えるとの報告もあると述べました。また複数回感染した人ほど後遺症の重症化が多いという調査結果があり、日本では、コロナ感染時にPCR検査しか受けていない人や、後遺症で治療している中には、そもそも感染が証明されない人も含まれると、検査体制の不十分さを指摘しました。

なぜ後遺症状が起きるのかは諸説あり、現在は全世界で調査、研究が進められ、欧米諸国は多額の財

政を投じて原因の調査をしているが、日本では公的な調査はほとんど行われていない状況にあると述べました。

労働災害との関連では、医療従事者は家族感染以外は概ね労災が認められますが、他の職種でも業務関連が強く疑われる場合は労災認定される事例もあると話されました。

後遺症外来での実際の治療内容は、全体について判っていないことが多いため、症状に応じた検査や対症療法が中心です。検査を様々行うので経済的な負担にも注意が必要と尾形医師は述べます。

また、症状や訴えが変遷することに対し「異常ない」とか「気のせい」等は絶対に禁句です、と強調しました。

後遺症を経て職場復帰に向けたリハビリについてはWHOから「自主リハビリガイド」(尾形医師が翻訳)が出されています。患者さんの症状を評価(ブレイン・フォグ、労作後の症状悪化、認知機能、言語機能など)を行い、生活や職業に応じたリハビリが重要と、具体的な内容について説明しました。

(北海道センター 木幡秀男)



神奈川

すべての被害者救済のための基金を 神奈川建設アスベスト決起集会

建設アスベスト神奈川1陣訴訟は、建材メーカーとの関係で東京高裁に差戻され審理されてきました。昨年11月22日結審し、裁判長が「判決は5月19日、10時30分」と指定したうえで、「和解による解決が望ましい」と被告企業に和解を勧告しました。

今年3月以降、京都2陣・大阪2陣訴訟で建材メーカーを断罪する判決が連続することが確実で、神奈川1陣・東京1陣の差戻審が連動して、建材メーカーに全面解決を迫るたたかいが大きな山場を迎えます。

こうしたなか1月13日、神奈川県建設労連と建設アスベスト訴訟を支援する神奈川の会は、「早期解決をめざす決起集会」を開催し、原告・弁護団、支援者計165人が集まりました。集会では、建設労連の菅野健一会長、支援する会の伊藤東一神奈川労連副議長がそれぞれあいさつ。また、全国連絡会の清水謙一事務局長が建材メーカーを包囲する全国的

な運動と連帯して解決を勝ち取ろうと訴えました。

神奈川弁護団長の西村隆雄弁護士が訴訟の到達を報告したうえで、

「すべての被害者救済のためすべての建材メーカーが拠出する基金が必要。本来なら敗訴が確実な主要建材メーカーから基金の提案がてしかるべき。国の給付金制度に建材メーカーを巻き込むことは公害闘争の前例があるので十分可能だ」と、展望を示し、建設労連の仙田正志書記長が大宣伝行動や裁判傍聴支援の取組みを提起し全体で確認しました。

原告の大園キヨさんが「15年目を迎え多くの原告が命を落としてきた。建材メーカーは一日も早く謝って、償ってほしい。みなさん最後までご支援お願いします」と訴え、大きな拍手が会場を包み込んだ。最後に建設労連の益田修次副会長の団結ガンバローで気持ちを一つにしました(写真)。

(神奈川建設労連 内藤賢介)



各地・各団体のとりくみ

建交労

積み重ねてきた安全対策の徹底を 和歌山・鏡石トンネル現場調査

建交労関西支部は1月23日、和歌山県海南市内の県道18号線・鏡石トンネル（元請：森本組・海邊組・益田工業JV／下請：ケーテック）の現場調査にとりくみました。これは、昨年秋に和歌山県本部の協力でとりくんだじん肺キャラバンの折、和歌山県庁に依頼し実現しました。当日は、関西支部および和歌山県本部、部会事務局の4人で現場に入りました。

トンネル現場調査の目的

建交労は、長年のトンネルじん肺闘争で、電動ファン付きマスクの着用義務や粉じん濃度測定実施と報告の義務、坑内8時間労働制や発破退避時間の確保、全国をわたり歩き働く坑夫の健康管理の一元化など、多くの粉じん対策や法令を勝ち取ってきました。完全実施されれば、現場でのじん肺防止に大きく寄与すると確信しています。私たちがトンネル現場調査にとりくむ目的は、①安全対策等が現場に浸透しているのかを確認すること、②トンネル坑夫を対象にした特別安全教育やアンケート等を介し、現場労働者の組織化を視野に入れた働きかけ、③長年の運動で実現した健康管理の一元化制度への登録の呼びかけです。

現場調査の申し入れ

和歌山県庁に現場調査の意義を伝え、①工事の邪魔にならないように現場の指示に従う、②なるべく少人数とする、③工事は止めることなく可能な限り1サイクルの作業を見せてもらいたい、④休憩時間等にトンネル坑夫を対象とした特別安全教育をおこなう機会を設けてもらいたい、⑤現場代理人と懇談できる機会を設けてもらいたいなど、こちらの要望と条件を伝えました。県側も積極的に受け止め、当日は県庁の若い職員が3人も参加しました。



霧がかったような切羽付近

当日の現場にて

和歌山県のトンネル現場調査は二度目。元請企業の、現場責任者から説明を受けた後、半時間ほど懇談し、ヘルメットや長靴などを借りて、現場に移動し入坑。

坑内は、掘削と並行してコンクリ覆工作業が進んでおり、非常に狭く感じました。切羽ではコンクリートの吹付け作業を終えた直後のためか、粉じんが霧状に漂い曇っていました。視界の悪い中、生コン車がクラクションを鳴らしながら出ていきます。薄暗い坑内で目を凝らせば、あちちで作業員が働いています。切羽・インバート・コンクリ覆工と片番約15人の作業員が3班に分かれて働いているとのこと。

手に持っていたクリアファイルの表面には、いつの間にか粉じんが堆積し、指を這わせれば埃が付着しました。今回のとりくみを終えて、トンネル現場調査を繰り返しおこない、積み重ねてきた安全対策の徹底、引き続きの粉じん防止対策強化を追及していくことの必要性を感じました。

（「建交労ニュース」より）

化学物質 研究会

「予防原則」に立った規制強化を

厚労省と懇談

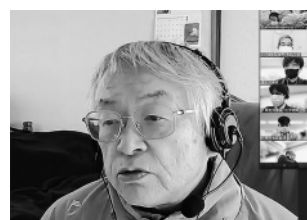
1月25日、いの健全国センター化学物質研究会は「今後の化学物質管理のあり方」について、厚労省との懇談を持ちました。化学物質管理については、個別具体的な法的規制から、事業者による「自律的管理」へ大きく方向転換することが示されています。化学物質研究会では、昨年4月、意見書をまとめ、職場における実態調査を厚労省として積極的に行い課題を明確にすること、中小事業者や外国人労働者などの実情を踏まえ「特定化学障害予防規則」等の特別則廃止を性急に行わないこと等を要請していました。

懇談には労働基準局安全衛生部化学物質対策課を中心に出席。研究会のメンバーは、福井の三星化学での膀胱がん多発事案での職場環境や事業主の認識・姿勢の問題などの実態を訴え、化学一般労働組合の調査からは中小企業ではリスクアセスメント対応が弱い実態を指摘しました。また、監督行政の体制の充実と専門性の強化を図っていくことが必須であることを訴えました。

厚労省からは「特別則の廃止については状況を見ながら進める。期限ありきでは進めない」という回答がありました。

中小事業所を含め、規制が弱まり労働者の健康が害されることのない「予防原則」にたった管理が求められています。

（編集部）



発言する研究会・堀谷昌彦さん

2022年度広島フィールドワークレポート

—市民として戦争を「見つめる」—太平洋戦争への回顧から—

秋田大学医学部医学科2回生 松久 凌大

本稿は、2023年1月7日、8日に行われた反核医師の会学生部会の広島でのフィールドワークの様子を報告するものです。以下日程順に、大久野島、3団体の講演および交流会、被爆者の方の講演、広島平和記念公園での学習と経験を記します。

大久野島では、ガイドの山内正之さんに島内の遺構を案内していただき、太平洋戦争やそこで使用された毒ガス兵器について学びました(写真)。

2,000万人がなくなった太平洋戦争。戦禍には、第一次世界大戦を受けて使用を禁止されていた毒ガス兵器が秘密裏に製造され、戦争に関係のない民間人の虐殺や人体実験がなされたことも含まれます。

日本人である我々の多くは、果たしてそのことを知りません。過去の隠蔽の圧力のせいでもあります。聞いたことをそのまま鵜呑みにしてしまっている私たち自身の問題でもあります。毒ガス兵器は、今なお棄てられた地域を汚染し、健康被害を引き起こしています。毒ガス兵器は終わってしまった過去ではありません。現在へ連綿と続く責任を引きづっている、歴史なのです。すべての人が動けなくてもいい。しかし、無関心でいるのは、果たして許されてよいことなのでしょうか。

出身地の歴史を出し合ってみよう

1日目の終わりには、反核医師の会学生部会、核政策を知りたい広島若者有権者の会、核兵器を廃絶する長野医療者の会より各団体の紹介がありました。それを受け、医師を交えて学生同士のグループ討論が行われました。大久野島での学習や各団体の紹介から感じたことを言葉にして想いを語り合いましたが、中でも盛り上がったのは、琉球大の学生が提起した「各自の出身地の戦争の歴史を出し合ってみよう」というものでした。



東京大空襲、金沢の大空襲及び金沢大学と731部隊の提携、満蒙開拓、朝鮮半島からの強制移民・強制労働と松代大本営。普段見過ごされがちな、広島、長崎、沖縄以外の地の戦争の歴史に、みなうなずきあい、ともに学び合いました。そこから

話は非核、安保法制、歴史教育、当事者意識などへと展開し、大いに盛り上がりました。

後世につなぐバトンを受け

2日目は、被爆者・小方澄子さんのお話をお聞きすることから始まりまし



毒ガスを製造する電力を供給する発電所跡

た。年齢13歳にして被爆し、瓦礫から這い出て幼い弟2人を叔母と2人でおぶって逃げたこと。遺体の浮かぶ川の黒い水を、粘つく黒い雨水を、生きるために必死で飲んだこと。母と再会し、涙を湛えて抱擁したこと。叔母が、原爆症でなくなったこと。弟たちが、幾度も癌に襲われ、亡くなったこと。同級生たちが、自身の得られた喜び、結婚、出産を経験することなく亡くなったこと。小方さんは、亡くなった人々に報いるために、未来の命のために、病にも屈せず、演壇に立ち続けています。

小方さんのお話を医学的、科学的見地から解説する形で主治医の藤本秀文医師による講演が行われました。放射線の脅威が数値をもって示され、いわゆる原爆症の臨床経過と小方さんのご様子を対比して述べられ、原爆による影響について実感をもって感じられる機会となりました。

広島平和公園の様子を記載するには紙幅が足りぬところとなってしまいましたが、「一人ひとり」の被爆の語りは当然異なること。小方さんのお話とも合わせて、「語られ、まとめられてしまう歴史の中に一人ひとり生きる人がいたこと」へのまなざしを失ってはいけなと、反省させられたことは、特筆すべきことでした。

戦争、原爆の最中、以降へと続く歴史の中に、どんな傷を負い、どんな人生があったのか。顧み、語り、後世に紡ぐバトンを受け取る。それは、同じ災禍を繰り返させないために、我々が負う責務ではないのでしょうか。知ることは、その第一歩です。

手話通訳者の健康問題

社会医学研究センター 村上 剛志

いま手話通訳者は総理大臣の記者会見・コロナ問題での知事の会見に同席して会見内容を手話で伝えています。また、台風・大雪などの異常気象の気象情報についても気象庁報道の内容を伝えています。

これらの会見は朝早くにもあるため、手話通訳者の負担も多くなっています。

手話通訳は、手話で言葉を表現するため、上肢を保持・反復使用し、頸部を前傾・後傾する作業を繰り返しています。そのため頸肩腕障害が起きやすい仕事で多くの労災認定を経験してきました。

そのため、全国手話通訳問題研究会は、5年に1度手話通訳者の健康実態調査を実施してきました。

調査は、全国手話通訳問題研究会・全日本ろうあ連盟・日本手話通訳士協会・全国聴覚障害者情報協議会と専門家で調査委員会を立ち上げ、厚生労働省の推進事業として実施されています。

直近の調査は2020年に実施されましたが(対象者数1989人)、平均年齢が高く、症状の訴え率が高くなってきています。

厚労省が手話通訳時間の基準を設定

現状打開のため、日本手話通訳士協会や全国手話通訳問題研究会は厚労省に対策を求め、結果、講演での手話は「一人30分を限度とすること」、「手話通訳者の養成課程では、手話通訳の健康管理」を受講することが義務づけられました。

さらに、厚労省は2013年の障害者総合支援法の

「意思疎通支援事業実施要綱」の第4条で、「区市町村及び都道府県」の責務として、「意思疎通支援者の健康と安全の確保に努めなければならない」と規定しました。

手話通訳者の労働者性確立にあたってのパンフレットを発行

一方、手話通訳者には、ヘルパーと同じ働き方をする人が多数いるにもかかわらず、「労働者性が認められない」として労災認定から排除される事例も出ています。このため、日本手話通訳士協会は、2015年に「手話通訳者労働者性確立にあたってのリーフレット」を発行しました。

2022年度の活動では「健康フォーラム」の実施「健康普及員のスキルアップ研修(労災・公務災害について)や健康問題の研修等を行っています。

また、「手話通訳者の健康管理」について、各地で研修・学習会が行われています。当研究センターの村上理事も日本手話通訳士協会の健康対策委員であり、これまでも、岐阜・愛知・静岡・山梨・東京・神奈川・千葉・埼玉・茨城などで講師をつとめてきました。

中でも東京では区ごとの学習会があり、多くの手話通訳者が参加。千葉では毎年取り組まれています。一回に60人もの参加もあります。

手話通訳者へのご支援をお願いします。

私の一冊 ②⑥

全国センター副理事長(弁護士) 今村幸次郎 『ブッダ入門』

最近、ブッダに関する本をよく読みます。私のお勧めは、中村元「ブッダ入門」(春秋社)です。その「最後の旅」の章にこういうくだりがあります。

ブッダが、当時の強国(マガタ国)の国王から、「近隣のヴァッジ族を征伐しようと思うがどうか」と聞かれた時の話です。

ブッダは、それに対して、ヴァッジ族は、①すでに決められたことを破らず、法に従って行動している、②しばしば会議を開き、会議には大勢の人が集まっている、③共同してヴァッジ人としてなすべきことをしているなどヴァッジ族の特質7点をあげ、「ヴァッジ人がこの7つを守っている限り、彼らは繁栄し、衰えることはない」と述べました。

これを聞いた国王は、「このうちの一つを具えているだけでも、ヴァッジ人に手をつけることはできません。いわんやすべてを具えているなら、なおさ

らです」と述べてヴァッジ族を攻めることをやめたそうです(「ブッダ入門」186頁)。

ここには、国の安全保障に関する重要な教訓が含まれています。①すでに決められたことを守り、②衆議を尽くし、③共同して行動することを守っている国に対しては、どんな強国であっても攻め込んで行くことはできない、ということです。

私たちには日本国憲法というすでに決められたルールがあります。ここに定められた「平和主義」「国民主権」「人権尊重」を堅固に守ることこそが、国の安全保障(どんな強国であっても攻め込むことはできない)につながるのだと思います。



中村 元著 春秋社

本の紹介

過労死 KAROSHI 過重労働・ハラスメントによる人間破壊 過労死弁護団全国連絡会議・編 旬報社

上記タイトルの本が昨年11月に発刊されました。新年になって私の友人から「図書館から本を借りて読んだ。特に遺族の手記に感動した」との感想が寄せられました。普段は過労死の問題にさして関心のない友人の感想の一言に「出版」の意義を改めて痛感した次第です。

本書の「目的」について編集の中心を担った過労死弁護団全国連絡会議代表幹事の川人博弁護士は「グローバル化が過労死を世界的に拡大させている情勢の下で「KAROSHI」国際版を出版した」と語っています。それに合わせて国内版の出版を行ったと語っています。私は地球的規模での出版の意図に深い感銘を覚えました。

本書の構成は以下のようになっています。

序 過労死の歴史と現代では「本書の目的」と合わせて、過労死の歴史的経過とその特徴、今日の問題の所在が濃縮して語られています。

第1部 過労死と過労自殺の事例では4件の事例が担当した弁護士によってつづられています。事件の特徴を鋭く切り取ったその内容は、他の事件に取り組みするうえで極めて教訓的です。

次に「遺族は語る」として4人の遺族が悲しく苦しい取り組みの中での貴重な体験が語られ、読むも

のに深い感動を与える内容となっています。

第2部 過労死と過労自殺の分析では「精神医学・公衆衛生学から見た過労死・過労自殺」のタイトルで天笠医師の濃密な論文が展開されています。さらに「過労死研究の経過と現代の課題」「国際人権の視点から見た過労死と過労自殺の問題」「ジェンダーの視点から過労死を考える」「過労死110番運動の歩みと過労死防止の課題」のタイトルでその分野での先駆者の鋭い問題提起が展開されています。「むすび—過労死をなくすために」の最後には過労死弁護団が「過労死の犠牲者、遺族、内外の人々と連携し、過労死をなくすための粘り強い活動を今後とも続けていく決意である」と高らかに宣言しています。私としては本書の普及とともに、今や枯れ果てた英語力の復活のために「国際版」に取り組もうと秘かに決意しています。

(東京センター 色部 祐)



現代カタストロフ論 (経済と生命の周期を解き明かす)

金子 勝・児玉龍彦著 岩波新書

岩波新書で昨年12月末に「現代カタストロフ論 (経済と生命の周期を解き明かす)」が発行されました。著者が経済学の金子勝氏と、医師の児玉龍彦氏だったので、すぐ買って読みました。

本書では、コロナ危機と日本の現在の経済危機の問題を解き明かしています。表紙の扉には、この本の特徴を次のように示しています。

『長びくコロナ禍の中で見えてきた周期的な破綻 (カタストロフ) という問題。経済学と生命科学を専門とする著者たちは、現在が50周年周期の大転換にあるとする。現代化したカタストロフ論の視点から、現在、日本と世界が陥っている危機のメカニズムを解き明かし、迫りくるカタストロフへの具体的な対処法を示す』

こうした「カタストロフ」の象徴を、大阪府での問題として「大阪の死亡率が日本最悪となった理由」を次のように指摘しています。

「この時期に大阪を特徴づけるのは、PCR 検査の制限論・ヒステリックなパチンコ屋批判など、維

新大阪府・維新大阪府幹部などポピュリズム対応である」(2020年4月24日付日本経済新聞)。

そして、「維新支配の大阪府と大阪市では、医療機関を非難したり、飲食店を敵視したりする“敵を作りたたく”政策だけが行われてきた。読売新聞大阪本社と大阪府が包括連絡協定を結ぶという、ジャーナリズムとしては自殺行為に陥り、在阪テレビ局は日本最悪の死亡率をもたらした失政を批判し解明しないどころか、読売テレビのように吉村知事ら維新政治家を“ファミリー”と公称して繰り返しニュース番組に登場させている」と指摘しています。この機会にぜひご覧ください。

(社医研センター 村上剛志)

